

**中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律
第 7 条第 1 項に規定する説明書類の開示について**

第 1 府令第 6 条第 1 項第 1 号に規定する法第 4 条及び第 5 条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要

◎ 当組合は、中小企業金融円滑化法第 6 条に基づき、次の事項を遵守し、債務者からの貸付条件の変更等に関する相談等について、適切な対応に努めます。

(1) 貸付条件の変更等の申込みに対する対応について

住宅ローン借入者から、住宅資金に関する債務の弁済に係る負担軽減の相談・申込みがあった場合には、債務者の財産及び収入の状況を勘案しつつ、できる限り返済の負担を軽減するために必要な措置をとるよう努めます。

(2) 他金融機関等との緊密な連携の構築について

債務の弁済に係る負担軽減の相談・申込みを行った住宅ローン借入者が、他の金融機関等においても住宅資金に関する債務を有する場合には、債務者の同意を前提に、守秘に留意しつつ、該当する他金融機関・住宅金融支援機構等間での、緊密な連携に努めます。

第 2 府令第 6 条第 1 項第 2 号に規定する法第 4 条及び第 5 条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要

(1) 貸付条件の変更等に関する相談・申込みに対し、当該債務者の実態を十分に踏まえた上で、貸付条件の変更等の適否について適切な審査を行うとともに、迅速な検討・回答に努めるため、業務部融資課に貸付条件の変更等に係る情報を集約し、その内容の記録・保存等の管理を行います。

(2) 業務部融資課において、債務者からの貸付条件の変更等の相談・申込みに対する対応状況を把握するとともに、これらの対応状況については、関係各部署において、情報の共有化に努めます。

(3) 上記(1)及び(2)の推進状況・問題点については、理事会等に報告するとともに、問題が生じた場合は、その解決に努めます。

第3 府令第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

◎ 苦情窓口を業務部融資課とし、債務者からの貸付条件の変更等に関する苦情相談に適切に対応し、必要に応じて再発防止に努めます。

お問い合わせ先

お借入条件等 の変更に関する 相談窓口	本店（融資課）	〒540-8540 大阪市中央区大手前 3-1-11 大阪府警察本部内 TEL 06-6941-2003
	曾根崎出張所	〒530-0057 大阪市北区曾根崎 2-16-14 曾根崎警察署内 TEL 06-6313-0604
	consul けいしん （けいしんカスタマーズセンター）	〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-1-9 MG大手前ビル1階 TEL 06-6941-0399
金融円滑化 苦情相談窓口	本店（融資課）	〒540-8540 大阪市中央区大手前 3-1-11 大阪府警察本部内 TEL 06-6105-0349

第4 府令第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

該当ありません。

第5 法第4条の規定に基づく実施状況（別表1及び別表2）

(別表1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が中小企業者である場合〕

(単位：百万円)

[illegible]

(別表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔債務者が中小企業者である場合〕

(单位:件)

[illegible]

第6 法第5条に基づく措置の実施状況（別表3及び別表4）

（別表3）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

（単位：百万円）

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末
貸付けの条件の変更等の 申込みを受けた貸付債権の額	15	128	199	277	428	590	653	709	813	915	969	972	998	998
うち、実行に係る 貸付債権の額	15	113	174	277	413	555	640	696	800	902	941	958	984	984
うち、謝絶に係る 貸付債権の額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の貸付 債権の額	0	14	24	0	15	22	0	0	0	0	13	0	0	0
うち、取下げに係る 貸付債権の額	0	0	0	0	0	12	12	12	12	12	14	14	14	14

（別表4）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

（単位：件）

	平成21年 12月末	平成22年 3月末	平成22年 6月末	平成22年 9月末	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末
貸付けの条件の変更等の 申込みを受けた貸付債権の数	2	21	27	37	52	70	76	79	85	94	100	101	102	102
うち、実行に係る 貸付債権の数	2	18	26	37	48	68	75	78	84	93	95	98	99	99
うち、謝絶に係る 貸付債権の数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち、審査中の 貸付債権の数	0	3	1	0	4	1	0	0	0	0	2	0	0	0
うち、取下げに係る 貸付債権の数	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	3	3	3	3

以 上